

令和6年度

公 示 用

役 務 名 創成川処理区下水道新設工事資材等実勢価格調査

札幌市下水道河川局事業推進部管路保全課

業 務 説 明 書

1. 調査の目的

本業務は、下水道資材等の単価策定のため、市場価格の調査を行うもの。

2. 調査品目

別添、特記仕様書による。

3. 成果品

別添、特記仕様書による。

4. 履行期間

契約締結日から令和6年11月29日まで

5. 仕様書

別添、仕様書および特記仕様書による。

創成川処理区下水道新設工事資材等実勢価格調査 仕様書

(役務の目的)

第1条 本役務は、本仕様書に基づいて特記仕様書に示す役務内容を実施し、下水道資材単価策定のため、市場価格の調査を行うものである。

(仕様書の適用)

第2条 役務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、発注者と協議した後施行する。

(法令等の遵守)

第3条 受注者は、役務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(中立性の保持)

第4条 受注者は、常に中立性を保持するよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第5条 受注者は、本役務により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(提出書類)

第6条 受注者は、本役務の着手及び完了にあたって、本市の契約約款に定めるもののほか、発注者の指示する書類を提出しなければならない。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けなければならない。

(主任技術者)

第7条 主任技術者は、役務の全般にわたり、監理を行わなければならない。

2 受注者は、役務の進捗を図るため、必要な数の担当者を配置しなければならない。

3 受注者は、次のア～イのいずれかの者を主任技術者として配置すること。

ア 類似業務の履行経験がある者

イ 技術士（総合技術管理部門、建設又は農業、上下水道部門）又はRCCM（シビルコンサルティングマネージャー）の資格を保有する者。

※類似業務とは、「建設関連分野の積算に係る材料の単位当たりの価格調査に関する業務」又は「建設関連分野の統計的な集計を伴う調査に関する業務」をいう。

(照査技術者)

第8条 照査技術者は、成果品の内容について照査を行わなければならない。

2 受注者は、次のア～イのいずれかの者を照査技術者として配置すること。

ア 類似業務の履行経験がある者

イ 技術士（総合技術管理部門、建設又は農業、上下水道部門）又はRCCM（シビルコンサルティングマネージャー）の資格を保有する者。

※類似業務とは、「建設関連分野の積算に係る材料の単位当たりの価格調査に関する業務」又は「建設関連分野の統計的な集計を伴う調査に関する業務」をいう。

(引き渡し)

第9条 引き渡しは、特記仕様書に指定された提出書類一式を納品し、本市検査員の検査をもって役務の完了とする。

(疑義の解釈)

第10条 本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合は、発注者と協議を行いその指示に従うこと。

(役務内容・成果等の所有)

第11条 本役務に関する内容、結果等の所有はすべて本市に所属するものとする。受注者は、本市の同意なくして役務内容・成果等を使用してはならない。

創成川処理区下水道新設工事資材等実勢価格調査 特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、札幌市が委託する「創成川処理区下水道新設工事資材等実勢価格調査」(以下「本業務」という。)に適用する。

第2条 担当部局

札幌市下水道河川局事業推進部管路保全課

第3条 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和6年11月29日までとする。

第4条 協議、打合せ

受注者は、常に発注者と密接な連絡を取りながら業務を進めること。なお、打合せは役務の着手時及び納品時の各1回とする。

第2章 業務内容

第5条 調査目的

本業務は、札幌市内及び近郊における下水道資材等の実勢価格を調査し、本市発注工事に使用する設計単価の基礎とするものである。

第6条 調査品目数

表－1 調査品目一覧表による。調査対象資材等の詳細については本業務着手後に示す。
また、調査品目については物価資料等刊行物への実勢価格掲載有無を確認し、掲載されている場合は速やかに発注者へ報告し指示を受けること。なお、調査品目数が増減する場合は、契約変更の対象とする。

第7条 調査計画

① 資材価格調査

1) 調査する価格

札幌市内及び近郊において、メーカー、商社、問屋、特約店等と民間企業(工事業者)等が取引している大口需要家渡し価格。なお、取引実績が少なく大口需要家渡し価格による決定が困難なものは、周辺価格、経済動向等を十分調査の上、厳正に決定すること。

2) 取引数量

大口需要家との継続的な取引において、最も一般的とされる数量を標準とする。

3) 荷渡し条件

発注者が条件明示している場合を除き、都市内現場持ち込み(運賃及び荷卸し費用を含む)とする。商習慣上、都市内現場持ち込みではない資材については、一般的な荷渡し条件により価格調査を行い、報告書へその条件を明記すること。

- 4) 決済条件
現金決済とする。
なお、60日以内の支払いについては、現金決済とみなす。
- 5) 調査時期
6～11月とする。
- 6) 調査対象者
調査の目的に合った取引が集中する流通段階（メーカー、商社、問屋、特約店）における取引業者を母集団とし、その中から調査対象資材の取引高が大きく、かつ信頼度の高いメーカー、商社、問屋、特約店等とする。また、実勢価格の妥当性を確認するため、必要に応じ需要家である工事業者も対象とすること。なお、当該業務の受注者が、経営及び人事面で関連がある業者を当該業務の調査対象にはできない。
- 7) 調査方法
調査対象業者を訪問して行う「面接調査」を原則とするが、電話・郵便・FAX等による「書面調査」を併用することも認める。
- 8) 調査価格の決定
取引価格（実勢価格）調査結果の最頻値により決定する。なお、価格の決定においては、十分に審査を行った上で決定するものとし、調査資料、調査記録票、価格決定根拠資料の整理、とりまとめを行うこと。

② 建設副産物処理費調査（中間処理含む）

- 1) 調査項目
調査項目は下記のとおりとする。
 - ・受入場所 会社名、事業所名、所在地、電話番号
 - ・受入品目 品名・規格、法令に基づく許可番号等
 - ・受入価格 受入時間区分ごとの1tあたり価格等
 - ・受入条件 受入時の最大寸法、重量や荷姿等の条件
 - ・その他 施設の処理能力等
- 2) 調査時期
6～11月とする。
- 3) 調査対象者
産業廃棄物に係るものについては、産業廃棄物処理業の許可を有する中間処理施設及び最終処分場とする。なお、価格の妥当性を確認するため、必要に応じ搬出業者（工事業者）も対象とすること。
- 4) 調査方法
調査対象業者を訪問して行う「面接調査」を原則とするが、電話・郵便・FAX等による「書面調査」を併用することも認める。
- 5) 調査価格の決定
取引価格（実勢価格）調査結果の最頻値による。

③ 施工価格調査

1) 調査する価格

札幌市内及び近郊において、元請と第一次下請専門工事業者が取引している価格。

2) 調査時期

6～11月とする。

3) 調査対象者

調査対象工種の工事实績を相当数有する、第一次下請専門工事業者及び元請の総合工事業者とする。

4) 調査方法

調査対象業者を訪問して行う「面接調査」を原則とするが、電話・郵便・FAX等による「書面調査」を併用することも認める。

5) 調査価格の決定

取引価格（実勢価格）調査結果の最頻値による。なお、価格の決定においては、十分審査を行った上で決定するものとし、調査資料、調査記録票、価格決定根拠資料の整理、とりまとめを行うこと。

第8条 価格決定プロセスの確認

受注者は、調査報告時に下記の資料を発注者へ提示し、価格決定プロセスの確認を受けること。

- 1 価格決定説明書
 - 1) 調査対象業者の選定（規模、業者数、取引高、販売エリア等）
 - 2) 価格調査を実施したメーカー・商社等の調査記録票（資材品目、規格、調査価格等）
 - 3) 個々の調査価格の信頼性判定
 - 4) 価格決定根拠資料
- 2 受注者内部の審査状況
 - 1) 内部の審査結果
 - 2) 内部審査資料
- 3 その他発注者の指示する資料

第3章 成果品

第9条 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとする。なお、成果品提出の際にはウイルスチェックを実施したうえで提出すること。

- | | |
|-----------------|----|
| ・ 決定単価一覧表 | 1部 |
| ・ 打合せ記録簿 | 1部 |
| ・ 上記データ入りCD-ROM | 1枚 |

納入場所：札幌市下水道河川局事業推進部管路保全課

第10条 著作権の譲渡等

- 1) 受注者は、成果品が著作権法に該当する場合には、該当著作物に係る受注者の著作権を当該著作物の引渡し時に発注者へ無償で譲渡するものとする。
- 2) 発注者は、成果品が著作物に該当するしないにかかわらず、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3) 受注者は、成果品が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときには、その改変に同意する。また、発注者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受注者に承諾なく自由に改変することができる。
- 4) 受注者は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するしないにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、当該成果品の内容を公表することができる。

第 11 条 提出書類

受注者は、以下の書類を担当職員へ提出すること。

No.	名称	部数	提出等頻度	提出時期	提出物
1	役務着手届	2	着手時 1 回	契約後 速やかに	
2	主任技術者等指定通知書	2	着手時 1 回	契約後 速やかに	
3	主任技術者経歴書	2	着手時 1 回	契約後 速やかに	
4	照査技術者経歴書	2	着手時 1 回	契約後 速やかに	
5	役務日程表	2	着手時 1 回	契約締結後 5 日以内に	
6	業務実施計画書	1	着手後 1 回	着手後 速やかに	
7	役務完了届	2	完了時 1 回	完了時 速やかに	第 9 号様式
8	その他業務主任の 指示によるもの	1	必要に応じて	適宜	

第 4 章 雑則

第 12 条 再委託

主たる部分は再委託してはならない。なお、本業務における「主たる部分」は下記のとおりとする。

- ・調査計画の策定
- ・面接調査
- ・書面調査
- ・審査
- ・調査価格の決定
- ・報告書作成

第 13 条 環境への配慮

本業務においては、本市の環境方針に基づき、環境負荷の低減に努めること。

- 1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- 2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- 3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- 4) 成果品を製本で提出する際は、極力再生紙を用いること。
- 5) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

第 14 条 支払い方法について

全ての役務完了後に検査を実施し、合格の場合には全額を請求することができる。

表-1 調査品目一覧

番号	名 称	規 格	単 位	価格(円)	材工区分	備考
1	建設汚泥中間処理費	基準超過5倍未満 含水率85%以下	t		材料費	
2	建設汚泥中間処理費	基準超過5倍未満 含水率85%超	t		材料費	
3	建設汚泥中間処理費	基準超過10倍未満 含水率85%以下	t		材料費	
4	建設汚泥中間処理費	基準超過10倍未満 含水率85%超	t		材料費	
5	建設発生土改質費	基準超過5倍未満 含水率85%以下	t		材料費	
6	建設発生土改質費	基準超過10倍未満 含水率85%以下	t		材料費	
7	水密ダンプ(運搬費)	その1工区	t		施工費	
8	水密ダンプ(運搬費)	その2工区	t		施工費	
9	水密ダンプ(運搬費)	その4-3工区	t		施工費	
10	Jスマートウォール設置費	円形11.0m 掘削除く 掘削深7.36m~14.86m 夜間施工	式		施工費	
11	Jスマートウォール撤去費	円形11.0m 埋戻し除く 掘削深7.36m~14.86m 夜間施工	式		施工費	
12	Jスマートウォール材料費	円形11.0m 15リング	式		材料費	
13	絶縁変圧器施設		供用日		材料費	
14	安定液用分散剤 SARARI		kg		材料費	
15	泥土圧シールド用添加剤 クリーンSP-H		kg		材料費	
16	泥土圧シールド用加泥材 クリーンSP-A II		kg		材料費	
17	坑口エントランスパッキン	シールド機(仕上り内径3,500mm) 枠金物・付属品共	組		材料費	
18	下水道推進工法用レジンコンクリート管(JSWAS K-12)	RJC RM 呼び径840mm 厚60mm 長2430mm	本		材料費	
19	下水道推進工法用レジンコンクリート管(JSWAS K-12)	RJC RM 呼び径840mm 厚60mm 長1200mm	本		材料費	
20	中押管	中押管 2種 S・T形 内径1270mm	組		材料費	
21	油圧ジャッキ 中押し用 基礎価格	内径1270mm 外径1430mm	台		材料費	
22	中押管用当輪 基礎価格	内径1270mm用 1回使い	台		材料費	
23	中押管用歩行板 基礎価格	内径1270mm用 5回使い	台		材料費	
24	ドロップシャフト材料費	φ900 流入D=1000mm 落差10.2m	式		材料費	
25	ドロップシャフト施工費	φ900 流入D=1000mm 落差10.2m	箇所		施工費	
26	ドロップシャフト材料費	φ600 流入D=500mm 落差9.5m	式		材料費	
27	ドロップシャフト施工費	φ600 流入D=500mm 落差9.5m	箇所		施工費	
28	ドロップシャフト材料費	φ1500 流入D=1270mm 落差4.3m	式		材料費	
29	ドロップシャフト施工費	φ1500 流入D=1270mm 落差4.3m	箇所		施工費	
30	中間スラブ	φ1800 FRP製	箇所		材料費	
31	中間スラブ	φ2200 FRP製	箇所		材料費	
32	ライナープレート設置費	矩形 4.148m × 4.148m 補強リング含む 掘削除く 夜間施工	m		施工費	
33	ライナープレート撤去費	矩形 4.148m × 4.148m 補強リング含む 埋戻し除く 夜間施工	m		施工費	
34	Jスマートウォール設置費	矩形 4.148m × 4.148m 掘削除く 夜間施工	式		施工費	
35	Jスマートウォール撤去費	矩形 4.148m × 4.148m 埋戻し除く 夜間施工	式		施工費	
36	Jスマートウォール材料費	矩形 4.148m × 4.148m	式		材料費	
37	矢羽根設置費		箇所		施工費	
38	Jスマートウォール設置費	矩形 6.8m × 15.5m 掘削除く 夜間施工	式		施工費	
39	Jスマートウォール撤去費	矩形 6.8m × 15.5m 埋戻し除く 夜間施工	式		施工費	
40	Jスマートウォール材料費	矩形 6.8m × 15.5m	式		材料費	
41	絶縁変圧器施設	キュービクル CB形 750kVA	供用日		材料費	
42	絶縁変圧器施設	高圧交流負荷開閉器	供用日		材料費	
43	ディーブウエル	※確認中 昼間施工	式		施工費	
44	切削用カッタービット	ビット交換費含む	式		施工費	
45	坑口エントランスパッキン	シールド機(仕上り内径2,800mm) 枠金物・付属品共	組		材料費	
46	Jスマートウォール設置費	矩形 3.8m × 3.2m 掘削除く 昼間施工	式		施工費	
47	Jスマートウォール撤去費	矩形 3.8m × 3.2m 埋戻し除く 昼間施工	式		施工費	
48	Jスマートウォール材料費	矩形 3.8m × 3.2m	式		材料費	
49	Jスマートウォール設置費	矩形6.8m × 5.6m 掘削除く 夜間施工	式		施工費	
50	Jスマートウォール撤去費	矩形6.8m × 5.6m 埋戻し除く 夜間施工	式		施工費	
51	Jスマートウォール材料費	矩形6.8m × 5.6m	式		材料費	
52	絶縁変圧器施設	キュービクル CB形 750kVA	供用日		材料費	
53	絶縁変圧器施設	高圧交流負荷開閉器	供用日		材料費	
54	坑口エントランスパッキン	シールド機(セグメント外径2600mm)用, 枠金物・付属品共	組		材料費	
55	Jスマートウォール設置費	円形 6.5m 掘削除く 夜間施工	式		施工費	
56	Jスマートウォール撤去費	円形 6.5m 埋戻し除く 夜間施工	式		施工費	
57	Jスマートウォール材料費	円形 6.5m	式		材料費	
58	ボックスカルバート	1000 × 800 × 1000 施工費	m		施工費	基礎碎石・均しコンクリートを含む ※ボックスカルバート材を含まない
59	ボックスカルバート	1000 × 800 × 642 施工費	m		施工費	基礎碎石・均しコンクリートを含む ※ボックスカルバート材を含まない
60	コンクリート管マニキュア剤		kg		材料費	

役務着手届

令和 年 月 日

札幌市長 様

(住所)

受託者

(氏名)

下記役務は 令和 年 月 日着手したなお届けします。

記

1 役務番号 第 一 号

2 役務名

- ※ 提出部数 2部
- ※ 提出先 監督員
- ※ 提出期限 着手日と同日

主任技術者等指定通知書

主任技術者等指定通知書

令和 年 月 日

札幌市長 様

(住所)
受託者
(氏名)

TEL

役務番号	役務名	
第 - 号		
上記役務に係る主任技術者等を次のとおり定めた別紙経歴書を添えて通知します。		
区分	氏名	備考

- ※ 共同企業体の場合は、各技術者等の所属会社名を「備考」欄に記載すること。
- ※ 技術者等と受託者との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。

別紙 技術者経歴書

※ 主任技術者 主任設計者 主任監理者 設備資格者 照査技術者				経歴書		
現住所						
氏名		生年月日	※昭和 平成	年	月 日生	
最終学歴		卒業年月	学校名		専攻学科	
		※昭和 平成 年 月				
職歴		※昭和 平成 令和 年 月	入社 (年 月退職)			
		※昭和 平成 令和 年 月	入社			
技術資格		※昭和 平成 令和 年 月			取得No.	
		※昭和 平成 令和 年 月			取得No.	
主要業務等経歴		業務名		受託金額 (千円)	履行期間	
		直前1年分				年 月 年 月
						年 月 年 月
		直前2年分				年 月 年 月
					年 月 年 月	

注 1) ※印の項目については、該当するものを○で囲むこと。

注 2) 最終学歴は、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学又は高等専門学校のいずれかを記載し、専修学校、各種学校等は記載しないこと。

役 務 日 程 表

令和 年 月 日

札幌市長

様

(住 所)

受託者

(氏 名)

下記役務について、別紙日程をもって履行したいので、承認して下さるようお願い
します。

記

1 役務番号 第 - 号

2 役 務 名

着 手 令和 年 月 日

3 履行期間

完 了 令和 年 月 日

※ 提出部数 2部

※ 提出先 担当職員

